

記載要領等	代替農地等の取得価額等の明細書
-------	-----------------

《使用目的》

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23条の7第23項若しくは第24項又は第23条の8第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

《記載要領等》

- 1 この明細書を提出する場合は、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、相続税の納税猶予について同法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 2 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

- (2) 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

- 3 「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。

- (2) 「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合にその代替農地等の取得価額を記載してください。

- (3) 「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記5②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- (4) 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

- (5) 次の①、②又は③に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

＜代替農地等の取得価額等の明細書 記載要領等＞

①	代替農地等のうちに農地法第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地がある場合	〈添付書類〉 その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
②	代替農地等のうちに都市営農農地等がある場合	〈添付書類〉 その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
③	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	〈添付書類〉 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類